

# 消防情報管制システム総合整備事業支援業務に係る仕様書

令和8年4月

福井市消防局総合指令課

## 目次

第1章 総則	1
第2章 調達支援業務概要	7
第3章 納品成果等	11

## 第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 本仕様書は福井市（以下「発注者」という。）が実施する消防情報管制システム総合整備事業に係る支援業務（以下「本業務」という。）を受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の最低限の条件について定めるものとする。

(業務の目的)

第 2 条 福井市消防局に設置されている消防情報管制システムは、前回更新の平成 30 年から約 8 年が経過し次の更新時期を迎えている。

本業務は、システムに関する専門的な知見と最新技術を駆使することにより、費用対効果に優れ運用実態に基づいた最適かつ最良の高機能消防指令センターシステム等を構築するための調達支援を履行するものである。

(履行期間)

第 3 条 本業務の履行期間は、契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(業務対象場所)

第 4 条 消防情報管制システムの設置場所は、次のとおりとする。

### 1 消防局設備の設置場所

福井市消防局 福井市和田東 2 丁目 2 2 0 7

### 2 署所設備の設置場所

(1) 中消防署 福井市松本 4 丁目 9 - 3 6

(2) 西分署 福井市堀ノ宮町 1 - 1 2 - 1

(3) 北分署 福井市天池町 5 - 6 2

- (4) 西安居分遣所 福井市羽坂町 3 4 - 3 1 - 1
- (5) 南消防署 福井市花堂中 1 丁目 1 4 - 2 5
- (6) 社分署 福井市若杉 3 丁目 9 0 6
- (7) 清水分署 福井市小羽町 2 7 - 1
- (8) 麻生津分遣所 福井市今市町 1 2 - 7 - 1
- (9) 東消防署 福井市和田東 2 丁目 2 2 0 5
- (10) 東分署 福井市大和田 1 丁目 1 0 2
- (11) 美山分署 福井市美山町 6 - 9 - 1
- (12) 足羽分遣所 福井市東郷二ヶ町 3 7 - 3 1 - 3
- (13) 臨海消防署 福井市西畑町 1 5 - 1 - 1
- (14) 川西分署 福井市浄土寺町 2 1 - 6 9
- (15) 越廼分署 福井市蒲生町 1 - 8 9 - 1
- (16) 国見分遣所 福井市鮎川町 1 0 8 - 6 - 1
- (17) 殿下分遣所 福井市島中町 2 7 - 1 3 - 1

(資料の貸与)

第 5 条 本業務に係る資料の貸与については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、本業務を実施するにあたり必要な資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及びその他関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図面及びその他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

5 受注者は、貸与品について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

( 守秘義務及び情報セキュリティ )

第 6 条 本業務に係る、守秘義務及び情報セキュリティについては、次のとおりとする。

1 受注者は、本業務により知り得た情報について、セキュリティ事故が発生しないよう守秘義務及び情報セキュリティに関する誓約書を発注者に提出し、適切な管理を行うものとする。また、発注者の許可なく情報を外部に公表してはならない。

2 前項の確実な履行を担保するため、本業務に携わる者は全て I S M S ( I S O 2 7 0 0 1 ) 認証登録を受けた契約拠点に在籍すること。

( 関係法令の遵守 )

第 7 条 受注者は、業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

( 業務従事者 )

第 8 条 本業務に係る業務従事者については、次のとおりとする。

1 受注者は、自社に在籍し、過去 5 年間に受注者の元請業務において、高機能消防指令センターシステム ( II 型以上 ) のプロポーザル方式による発注を前提とした調達支援業務及び評価支援業務に従事した経験を有する者 ( 以下「経験技術者」という。 ) を主担当技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。

2 受注者は、主担当技術者以外にも1名以上の経験技術者を担当技術者として配置するものとする。

また、本届出に変更があった場合はその旨、変更手続きを行うものとする。

3 受注者は、本業務に従事する者全員を記載した「業務従事者届」を発注者に提出するものとする。

4 受注者は、指令システムメーカー（指令システム販売代理店、親会社又は子会社等を含む。）からの出向者を本業務に従事させてはならない。

（検査）

第9条 本業務に係る検査については、次のとおりとする。

1 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出していなければならない。

2 発注者は受注者の主担当技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）業務等成果品の検査

（2）業務等状況の検査

業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

（修補）

第10条 本業務に係る修補については、次のとおりとする。

1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。

4 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

( 再委託の禁止 )

第 1 1 条 本業務に係る再委託については、次のとおりとする。

1 受注者は、次の各号に掲げる「業務の主たる部分」について、これを第三者に委託し、または請け負わせようとする事（以下「再委託」という。）はできない。

( 1 ) 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

( 2 ) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などのセキュリティ対策が不要で簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、「再委託承諾願」に下記書類を添付し、発注者の承諾を得なければならない。

( 1 ) 再委託先との契約書の写し

( 2 ) 再委託先の業務従事者一覧

( 3 ) 再委託先業務従事者の情報セキュリティに関する誓約書

( 4 ) 再委託先業務従事者が指令システムメーカーからの出向者ではないことを誓約する誓約書（発行者は再委託先代表者とする。）。

4 受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導及び管理のもとに業務等を実施しなければならない。

( 疑義 )

第 1 2 条 本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者の総合指令課課長補佐以上の職と受注者が協議を行い、対応を決定するものとし、交渉内容について議事録を作成する。

( 打合せ協議 )

第 1 3 条 本業務に係る打合せ協議については、次のとおりとする。

- 1 対面による打合せ協議を原則月 1 回以上実施するものとする。
- 2 打合せ協議には主担当技術者若しくは第 1 章第 8 条に規定する主担当技術者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席するものとする。
- 3 軽微な打合せ協議は、W e b 会議にて行うことができる。

( その他 )

第 1 4 条 本業務に係るその他事項については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、発注者が許可する情報提供依頼を除き、指令システムメーカー（指令システム販売代理店を含む。）から本業務に対する無償協力を得てはならない。
- 2 受注者は、令和 9 年度に福井市が発注予定の高機能消防指令システム更新整備業務について再委託先（再々委託等も含む。）、機器・材料等の購入先等として参画することはできない。

## 第 2 章 調達支援業務概要

### ( 目的 )

第 1 条 本業務は、現行システム及び指令業務運用状況について調査を行い、課題を抽出し、消防情報管制システム更新整備業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の基礎となる資料の作成を目的とする。

### ( 対象システム )

## 第 2 条

1 本業務において対象とするシステムは下記のとおりとする。

( 1 ) 消防情報管制システム

( 2 ) 消防 O A システム

( 3 ) その他上記システムと一体で構築するサブシステム

2 更新するシステムと消防救急デジタル無線は、共通インターフェースにより接続することを原則とする。

3 回線についての検討

回線の種別、容量、構成、必要機器、ランニングコスト、クラウド P P X 等に関する検討を行うこと。

### ( 計画書 )

第 3 条 本業務における計画書については、次のとおりとする。

1 受注者は、作業に先立ち、消防年報等の貸与資料により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。

2 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、計画書を提出し発注者の承認を得るものとする。

( 要求事項確認 )

第 4 条 受注者は、計画書に基づき、必要に応じて発注者に対しヒアリングを実施し、システム構成と要望・課題事項について整理を行い要求事項確認書を作成するものとする。

( 情報提供依頼 ( R F I ) による先進技術調査及び有効性評価 )

第 5 条 本業務における情報提供依頼 ( R F I ) については、次のとおりとする。

1 受注者は、新システムに関する先進技術動向について情報提供依頼 ( 以下「 R F I 」という。 ) を実施し、前条において整理された課題の解決策としての有効性の評価を行うものとする。

2 R F I の実施にあたって受注者はメーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。

( 予算要求用事業費算出 )

第 6 条 本業務における予算要求用事業費算出については、次のとおりとする。

1 受注者は、システムメーカー等から見積りを徴収し、予算要求用の事業費及び 5 年分の運用経費見積り並びに保守対応内容及び部分更新等の計画表を併せて算出を行うものとする。

見積徴収にあたって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義により発注者が実施する。

2 概算見積書を令和 8 年 9 月 3 0 日までに提出すること。

予算要求用事業費算出書は令和 8 年 1 2 月 1 0 日までに提出すること。

(システム設置箇所調査)

第7条 受注者は、システムの設置場所の違いによって発生する場合の工程、費用の差額を算出し発注者に提案すること。

(システム要求水準検討及び調達仕様書案作成)

第8条 本業務におけるシステム要求水準検討及び調達仕様書案作成については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、第2章第4条の要求事項確認書の結果をもとに、システム要求水準の検討を行い、その結果をプロポーザル実施にあたり参加業者に提示する調達仕様書案として取りまとめるものとする。
- 2 受注者は、基本計画の機器構成表の項目をベースとして保守仕様書案を作成するものとする。

(意見招請(RFC)支援)

第9条 本業務における意見招請(RFC)支援については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、発注者が実施する調達仕様書案に関する意見招請(以下「RFC」という。)について意見招請書案の作成を行うものとする。
- 2 受注者は、発注者が実施するRFCについて寄せられた意見に対する回答作成の支援を行うものとする。

(システム参考レイアウト図面作成)

第10条 第2章第8条の調達仕様書案を踏まえたうえで、システム調達公告時に必要な図面を作成するものとする。

(事業費積算)

第11条 本業務における事業費積算については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、R F C 結果を反映し、修正を行った調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカーから見積書を徴収し、事業費積算を行うものとする。見積徴収業者数については原則発注者の規定に従い、発注者受注者協議の上で決定するものとする。
- 2 見積徴収にあたって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義により発注者が実施する。

### 第 3 章 納品成果等

(納入成果品)

第 1 条 本業務における成果物は下記のとおりとし、製本及び電子媒体で各 2 部納入するものとする。

1 調達支援業務（令和 9 年 3 月 3 1 日まで）

( 1 ) 基本計画書

( 2 ) 要求事項確認書

( 3 ) 情報提供依頼（ R F I ）結果報告書

( 4 ) システム設置箇所調査報告書

( 5 ) システム調達仕様書案

( 6 ) 概算見積書※令和 8 年 9 月 3 0 日まで

( 7 ) システムレイアウト等図面

( 8 ) 予算要求用事業費算出書※令和 8 年 1 2 月 1 0 日まで

( 9 ) プロポーザル評価基準等検討資料

( 1 0 ) 意見招請（ R F C ）書案

( 1 1 ) 意見招請（ R F C ）における意見に対する回答案

( 1 2 ) 打合せ議事録

( 1 3 ) その他必要書類

第 2 条 納入場所

本業務の納入場所は、以下のとおりとする。

福井市消防局総合指令課

第 3 条 納期

本業務の納入期限は、以下のとおりとする。

令和 9 年 3 月 3 1 日